

久木野教授の不服申立に対して、大学は「変更すべき理由は無い」と回答

……………今も続く大学のハラスメント(その6)

大学による違法な懲戒処分を正当化した前提で算定された教員評価、およびそれにより研究費が減額されたことに対して、久木野教授は不服の申し立てを行いました。それに対する回答を大学は行いました。

大学の回答はいずれも、「適正に処理したので変更すべき理由は無い」というだけで、どのような理由でそう結論したのか第三者には分からない仕組みのようです。

労働者にわざわざ説明する必要は無い、ということなのかもしれません。事実上、門前払いのようです。